

# 大阪府の現状と介護テクノロジー導入支援事業補助金

---

令和7(2025)年5月14日  
大阪府福祉部高齢介護室



# 1.大阪府における支援

---

## (1) 介護テクノロジー導入支援事業補助金を交付しています

|        | R6 (財源:国経済対策) | R7 (財源:国経済対策) |
|--------|---------------|---------------|
| 予算〔千円〕 | 1,364,288     | 1,380,425     |

導入状況アンケートや、昨年の事前エントリーの状況から、府内の介護テクノロジーの需要は高く、昨年度と同水準での予算を確保。

## ■ 介護テクノロジー導入状況について

介護ロボット・ICTの導入状況について、府内介護事業所等に対し府独自でアンケート調査を行ったところ、50%程で導入が進んでいる結果であった。

|         | 介護ロボット | ICT   |
|---------|--------|-------|
| 施設      | 47.6%  | 71.3% |
| 事業所(※1) | 6.7%   | 62.7% |

令和7年度も実施中です。  
次のスライドのQRコード、URLから  
ご回答に御協力をお願いいたします。

(回答数:2,434事業所)

(※1) 居宅系サービスと居宅介護支援事業所を含む

- ICT(介護ソフト等や、タブレット端末)は介護ロボットと比較すると導入は進んでいると考えられる。
- 実際に介護ソフトを導入していても、活用などの業務改善にまで手が回らないといった課題がある。

## 【大阪府介護テクノロジー導入状況（ニーズ）調査】

府内の事業所等における介護テクノロジーの導入状況（ニーズ）等の実態を把握するため、アンケートを実施いたします。  
本アンケートは、令和8年度以降の補助事業実施にあたり、重要な参考資料となりますので、何卒、御協力いただきますようお願いいたします。  
回答については、以下QRコード及びURLより、アンケートのご回答に御協力ください。

### 【QRコード】



### 【アンケートURL】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/blf5ld6e-6e70-4cba-b454-76af2a2d9e40/start>

## (2) 大阪府介護生産性向上支援センターでの支援

介護現場の業務改善、効率化を進め、働きやすい職場づくりを支援するため、ワンストップ窓口として令和6年6月5日に開設

- 介護テクノロジーや介護現場の業務改善等に関する相談
- 介護テクノロジーの体験展示・試用貸出
- 介護テクノロジーの導入・活用に関するセミナーの実施
- 働きやすい職場づくり伴走支援プログラム

### 大阪府介護生産性向上支援センターURL

所在地：大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟11F

(ATCエイジレスセンター内)

開設時間：午前10時から午後5時まで

(休館：月曜日・日曜日・年末年始)

問合せ：電話 06-6615-5201 メール seisan@ageless.gr.jp



大阪府

大阪府内に事業所等を有する  
介護サービス事業者、開発企業のみなさま

大阪府介護生産性向上支援センター

# 相談窓口

介護現場の業務改善、効率化を進め、  
働きやすい職場づくりを支援します！

こんなお悩みはありませんか？

- ・介護現場の生産性向上って何からやればいいのか？
- ・介護ロボット・ICTってどんなもの？どんな場面で役に立つの？
- ・業務や書類が多いが、効率化できないか？
- ・人材確保に関する支援内容、相談先を知りたい

相談窓口では、**介護現場の課題解決**に向けてサポートします。

●開設時間：10:00～17:00

※休館日：月曜日・年末年始

※相談員への相談を希望される場合は事前にご連絡ください。

お問い合わせ／Tel: 06-6615-5201  
Mail: seisan@ageless.gr.jp

詳しくはWEBサイトをご覧ください。  
<https://www.ageless.gr.jp/seisan>

大阪府介護生産性向上支援センター  
運営委託先：大阪府介護生産性向上総合相談センター事業共同企業体  
(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所／アジア太平洋トレードセンター株式会社)

ご利用は無料です

相談

介護テクノロジーや介護現場の生産性向上の方法に関する介護現場からの相談に対応します。介護ロボット・ICTの製品情報や導入事例、業務改善方法の紹介等を行います。  
※来場が難しい場合は、オンライン(電話・メール・WEB会議)での相談も可能です。

介護ロボットの試用貸出

移動支援 排せつ支援 見守り・コミュニケーション

★貸出可能介護ロボット一覧表を、WEBサイトに掲載中  
介護ロボットを試してみたいという介護事業者等に対し、試用貸出を行うための開発企業への取り次ぎを行います。

※貸出料は無料ですが、送料等の実費負担が発生する場合があります。  
※貸出期間や台数、実費、保険加入などは企業との相談になります。  
※取り次ぎは2025年2月末までを予定しています。

体験展示

★体験展示介護ロボット一覧表を、WEBサイトに掲載中  
介護ロボットに触れ、体験することが出来る展示スペースです。お気軽にご覧ください。

セミナー

介護ロボット等の有効活用を促進するためのセミナーを実施しています。雇用環境改善や人材確保を目的とした介護ロボット・ICT機器(介護ソフト、タブレット端末等)の導入に向けて、導入前の準備と活用ステップ、大阪府介護ロボット・ICT導入補助金の説明等を行います。

伴走支援プログラム

介護ロボット・ICTの導入、活用をはじめとした介護現場の生産性向上の取組みを支援するため、業務改善活動の一連の手順を研修会(年5回)等を通じて、伴走的に支援します。(対象：最大20事業所)  
※詳細は別途ホームページ等で案内します。

〈業務改善活動の手順〉

開発企業からの相談も受付中

開発企業からの相談については、伴走支援の下に取次を行います。(オンラインでの相談も可)

## 2.補助金について(令和7年5月14日時点)

---

### 補助金内容

補助対象者：介護保険法に基づくサービスを提供する大阪府内のサービス事業所  
老人福祉法に基づく大阪府内の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

補助率：導入費の3/4

補助対象となる事業：

(1) 介護テクノロジーの導入支援

- ア 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等
- イ その他、介護サービスの質の向上につながると大阪府知事が判断した機器等

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

### 【補助対象経費】

ア 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等

#### <介護テクノロジー利用の重点分野について（URL）>



移乗支援（装着）



移乗支援（非装着）



移動支援（屋外）



移動支援（屋内）



移動支援（装着）



排泄支援（予測・検知）



排泄支援（排泄物処理）



排泄支援（動作支援）



入浴支援



見守り・コミュニケーション  
（見守り（施設））



見守り・コミュニケーション  
（見守り（在宅））



見守り・コミュニケーション  
（コミュニケーション）



介護業務支援

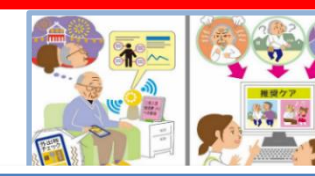
#### 新分野



機能訓練支援



食事・栄養管理支援



認知症生活支援・認知症ケア支援

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

「ア 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等」の探し方

福祉用具情報システム（TAIS）で「介護テクノロジー」として選定された機器（[TAIS（福祉用具情報システム）URL](#)）

※その他、TAISに未掲載の介護テクノロジーについては、大阪府の判断により、補助対象となる可能性があります。

TAIS

福祉用具情報システム

Technical Aids Information System

福祉用具情報システムトップ

ホーム > 福祉用具情報システム

福祉用具情報システム（TAIS）

福祉用具情報システム（TAIS）は、国内の福祉用具製造事業者又は輸入事業者から、「企業」及び「福祉用具（※）」情報を収集し、当協会のホームページから情報発信するシステムです。

利用者や介護者の状態に即した適切な福祉用具を選定するためには、利用される方の身体状況や使用環境などの情報に加え、使用する用具の「仕様」や「機能」、「性能」などに関する情報が必要です。TAISは、全国に散在する福祉用具に関する情報を収集・分類、体系化し、情報提供することによって、福祉用具の適切な選定及び利用の推進に寄与するものです。

TAIS:「Technical Aids Information System」の略

（※）介護テクノロジーを含む。

介護テクノロジーとは、令和6年6月28日、厚生労働省と経済産業省においてプレスリリースされた「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する9分野16項目の機器等も含みます。

令和7年4月30日現在 17,467件

フリーワード

商品名、型番、企業名など

検索

TAISコード

TAISコードとは

半角数字

半角数字

検索

TAISコードを追加

### 介護テクノロジーのカテゴリから探す NEW!



移乗支援（装着）



移乗支援（非装着）



移動支援（屋内）



移動支援（屋内）



移動支援（装着）



排泄支援（排泄物処理）



排泄支援（排泄予測・検知）



排泄支援（動作支援）



見守り・コミュニケーション（施設）



見守り・コミュニケーション（在宅）



見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）



入浴支援



介護業務支援



機能訓練支援



食事・栄養管理支援



認知症生活支援・認知症ケア支援

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

補助対象の介護ソフトの確認方法①

介護記録ソフト機能調査結果に掲載（厚生労働省HP URL）

未掲載の介護ソフトについては、大阪府にご相談ください。

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護テクノロジーの利用促進

介護テクノロジーの利用促進

厚生労働省からのお知らせ

【ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集】

PDF [ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集「PDFデータ」] [5.8MB] ②

ケアプランデータ連携を円滑に行うための業務改善のポイント集

厚生労働省

本ポイント集では、ケアプランデータ連携システムの導入による効果、業務フローの見直し方等について、実際の先進事例を掲載しています。

令和元年度

補助事業数：195

PDF 導入効果報告まとめ [825KB] ②

補助金参考資料

PDF 介護記録ソフト機能調査（令和7年2月末版） [1.7MB] ②

福祉用具情報システム（TAIS）公益財団法人テクノエイド協会  
※介護テクノロジー機器を検索できます。

データ連携の促進

PDF 居宅介護支援事業所と、介護サービス提供事業所や医療機関等との間におけるデータ連携のための標準仕様について [117KB] ②

老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課連名通知

令和7年2月28日

介護記録ソフト 機能調査結果

会社名 株式会社ハローシステム

ソフト名 楽にネット

製品 URL <https://www.raku2net.com/>

ソフトの機能

|                      | 訪問 | 通所 | 居住 | ケアマネ | 施設 |
|----------------------|----|----|----|------|----|
| 相談記録の作成・変更・保管・集計     | ○  | ○  |    | ○    |    |
| 契約（利用者情報の作成・保管）      | ○  | ○  |    | ○    |    |
| アセスメント記録作成・共有・保管     | ○  | ○  |    | ○    |    |
| ケアプラン作成・保管・共有        |    |    |    | ○    |    |
| ケアプラン共有・保管           | ○  | ○  |    |      |    |
| サービス利用票（提供票）予定の作成    |    |    |    | ○    |    |
| サービス利用票（提供票）予定の共有・保管 | ○  | ○  |    |      |    |
| 個別援助計画の作成・保管         | ○  | ○  |    |      |    |
| シフト表・勤務表の作成・保管       | ○  | ○  |    | ○    |    |
| サービス提供記録の作成・共有・保管    | ○  | ○  |    | ○    |    |
| 実績の作成・共有・保管          | ○  | ○  |    |      |    |
| ケアマネジャー報告書の作成・共有・保管  | ○  | ○  |    |      |    |
| モニタリング記録の作成・共有・保管    | ○  | ○  |    | ○    |    |
| 介護報酬明細書の作成・保管        | ○  | ○  |    | -    |    |
| 給付管理票の作成・保管          |    |    |    | ○    |    |
| 請求書の作成・保管            | ○  | ○  |    | -    |    |
| 介護報酬の伝送              | ○  | ○  |    | -    |    |

一括通算の状況（利用者の基本情報自動反映される範囲）

|                |   |
|----------------|---|
| アセスメント         | ○ |
| ケアプラン          | ○ |
| サービス利用票（提供票）予定 | ○ |
| 個別援助計画         | ○ |
| サービス提供記録       | ○ |
| サービス利用票（提供票）実績 | ○ |
| ケアマネジャー報告書     | ○ |
| モニタリング記録       | ○ |
| 介護報酬明細書・請求書    | ○ |
| 給付管理票          | ○ |

販売形態：月額払い方式

バックアップファイル出力取込機能

|            |  |
|------------|--|
| 実装済み       |  |
| 実装予定（3年以内） |  |
| 実装予定（時期未定） |  |
| 実装予定なし     |  |

補助対象となる事業：（１）介護テクノロジーの導入支援

### 補助対象の介護ソフトの確認方法②

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダー試験結果に掲載（[ケアプランデータ連携システム\\_URL](#)）

未掲載の介護ソフトについては、大阪府にご相談ください。

**ベンダー試験完了企業一覧**

現在、すべての項目においてベンダー試験が完了している皆様です。

|                                                |                                                 |                              |                                                                  |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <b>Rely (リライ)</b><br>株式会社アール・シー・エス             | <b>介護エイド</b><br>アトラス情報サービス株式会社                  | <b>カイボケ</b><br>株式会社エス・エム・エス  | <b>すこやかサン</b><br>株式会社EMシステムズ                                     |
| <b>MAPsforNURSINGCARE</b><br>株式会社EMシステムズ       | <b>まもる君クラウド</b><br>株式会社インタートラスト                 | <b>介五郎</b><br>株式会社インフォ・テック   | <b>絆Core高齢者介護システム</b><br>株式会社内田洋行                                |
| <b>トータル社会福祉システム「希望」PLUS II</b><br>エーケービジネス株式会社 | <b>ほのぼのNEXT (ほのぼのシリーズ)</b><br>エヌ・デーソフトウェア株式会社   | <b>トリケアトプス</b><br>同谷システム株式会社 | <b>介護ソフト・地域包括ケア（医療介護連携システム）のカナミッククラウドサービス</b><br>株式会社カナミックネットワーク |
| <b>ケアキャロッツ</b><br>株式会社キャロッツシステム                | <b>ケアマネジメント支援システム、介護サービス支援システム</b><br>株式会社協同測量社 | <b>ケア樹</b><br>株式会社グッドツリー     | <b>「楽園」介護保険システム</b><br>株式会社熊本計算センター                              |

居宅介護支援・居宅サービスに限り、令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用開始することが補助要件となります。

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

### 【補助対象経費】

イ その他、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると大阪府知事が判断した機器等（以下、「その他機器等」という。）

- ・ 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
- ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
- ・ 生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
- ・ **職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）**
- ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

インカムについては、昨年度は、「見守り機器導入に伴う通信環境整備」として補助対象でしたが、令和7年度では、「その他機器等」として対象となります。

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

【補助額】 対象経費の実支出額に対し、4分の3を乗じた額で算出した額と  
以下表に記載している上限額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

| 対象経費の種類                                                                                           | 上限額        |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------|
| ・ 移乗支援（装着型、非装着型）<br>・ 入浴支援<br>・ その他機器等                                                            | 100万円/機器1台 |           |
| ・ 「介護業務支援」に該当する介護ソフト<br><br>職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約以外の場合は、一律で上限額が250万円/事業所となります。 | 職員数（※1）    | 上限額（※2）   |
|                                                                                                   | 1名以上10名以下  | 100万円/事業所 |
|                                                                                                   | 11名以上20名以下 | 150万円/事業所 |
|                                                                                                   | 21名以上30名以下 | 200万円/事業所 |
|                                                                                                   | 31名以上      | 250万円/事業所 |
| ・ 上記以外                                                                                            | 30万円/機器1台  |           |

（※1） 申請時点における常勤換算方法により算出された人数  
（※2） 訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算

「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等を導入される際に必要となる以下の経費等についても補助対象ですが、各機器ごとの上限額に含めてください。

- 介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- 介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末（なお、1台あたりの補助額は10万円以内とする。）

補助対象となる事業：（２）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

### 【補助対象経費】

「（１）介護テクノロジーの導入支援」のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジー（介護ソフト等）と、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入支援（Wi-Fi環境整備、スマホ、タブレットにかかる経費も対象）

#### 例

- ・介護ソフト＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・介護記録ソフト＋介護請求ソフト 等

【補助額】対象経費の実支出額に対し、４分の３を乗じた額で算出した額と以下表に記載している上限額とを**比較して、少ない方の額を補助額**とする。

<表>

| 対象経費の種類  | 上限額     |
|----------|---------|
| 機器等の合計経費 | 1,000万円 |

## 補助対象となる事業：（３） 導入支援と一体的に行う業務改善支援

## 【補助対象経費】

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に進められるようにするため、生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、**本事業による介護テクノロジーの導入に際し**、個別の契約に基づき、以下①、②、③に係る支援等を受けるための費用が補助対象となります。

(1) 介護テクノロジーの導入支援  
(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援  
のどちらかと併せて申請が必要です。

①事前評価（課題抽出）

②業務改善に係る助言・指導等

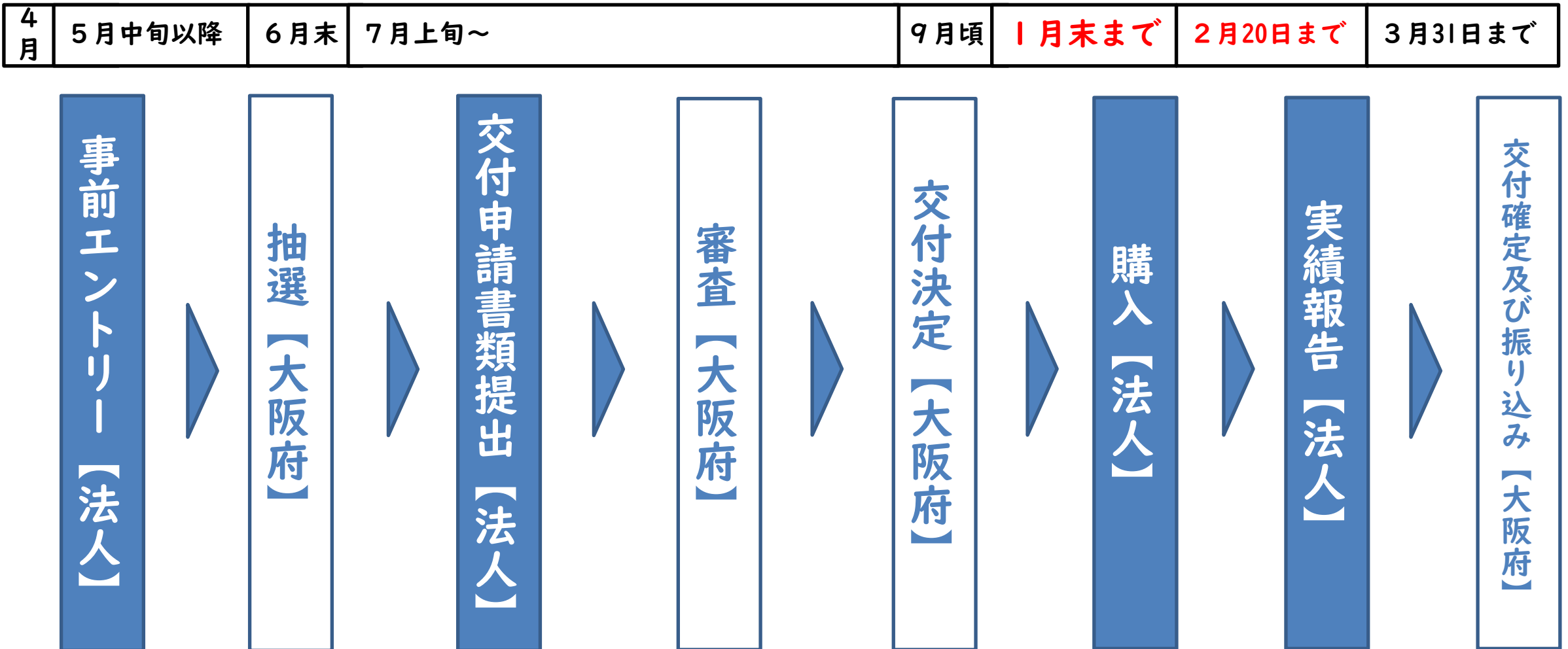
③事後評価  
(導入後の定着支援を含む)※メーカーや販売店等による  
機器の操作説明は対象外

【補助額】 対象経費の実支出額に対し、4分の3を乗じた額で算出した額と以下表に記載している  
上限額とを**比較して、少ない方の額を補助額**とする。

&lt;表&gt;

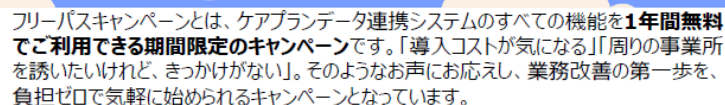
| 対象経費の種類  | 上限額  |
|----------|------|
| 上記補助対象経費 | 45万円 |

## 【スケジュール】



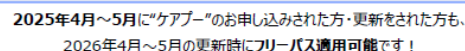
実績報告までにケアプランデータ連携システム利用開始すること【居宅介護支援・居宅サービス】

居宅介護支援・居宅サービスに限り、令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用開始することが補助要件となります。



無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

通常 21,000円/年 ➡ 0円/年



※特設ページは、3月14日(金)より公開

フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先

ケアブランドデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト  
TEL 0120-584-708 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日除く)  
サポートサイト内にて、メッセージフォームからも受け付けています。

[ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト](#)  
URL

●やりとりにかかる業務時間を 約 1/3 に抑えられる研究結果があり、費用削減につながります。

※2025年4月1日から同年5月31日までに利用を開始された方については、  
本補助金の対象経費に計上することができます。

### **3.申請される事業所向け（令和7年5月14日時点） （計算方法や注意点など）**

---

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

（例）移乗支援機器を導入する場合の補助額

対象経費（※Ⅰ）



【(A)移乗支援機器導入費】  
60万円 × 1台 = 60万円

①対象経費に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じた額

(A) ×  $\frac{3}{4}$

=60万円 ×  $\frac{3}{4}$  = 45万円

比較して低い方が補助額↑

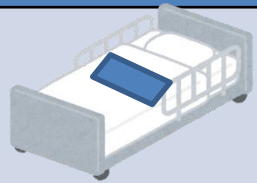
②上限額

移乗支援1台あたり100万円

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

（例）見守り機器を導入し、併せてWi-Fi環境整備とタブレット等を導入する場合の補助額

対象経費（※Ⅰ）



【(A)見守り機器導入費】（主となる機器）  
12万円 × 20台 = 240万円



【(B)Wi-Fi環境整備費】（付帯経費）  
4万円



【(C)端末導入費】（付帯経費）  
タブレット 2万円 × 10台  
パソコン 12万円 × 1台  
= 32万円

（※Ⅰ）対象経費は、主となる機器の導入費(A)だけでなく、付帯経費(B)(C)を合わせて算出

1台あたり（税抜）  
13万3333円以上になる場合は、補助額が10万円となります。

①対象経費に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じた額

【(A)+(B)+(C)】 ×  $\frac{3}{4}$

= 276万円 ×  $\frac{3}{4}$  = 207万円

比較して低い方が補助額 ↑

②上限額

見守り機器1台あたり30万円

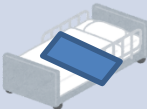
▼（×20台）

600万円

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

（例）見守り機器を導入し、併せてWi-Fi環境整備、インカム（その他機器等）を導入する場合の補助額

対象経費（※Ⅰ）



【(A)見守り機器導入費】（主となる機器）  
12万円×100台＝1,200万円



【(B)Wi-Fi環境整備費】（付帯経費）  
500万円

①対象経費に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じた額

【(A)+(B)】× $\frac{3}{4}$   
＝1700万円× $\frac{3}{4}$ ＝1,275万円

比較して低い方が補助額

②上限額

見守り機器1台あたり30万円（×100台）  
3,000万円

（※Ⅰ）対象経費は、主となる機器の導入費(A)だけでなく、付帯経費(B)(C)を合わせて算出

対象経費（※Ⅱ）



【(C) インカム導入費】  
2万円×50台＝100万円

①対象経費に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じた額

(C) × $\frac{3}{4}$  = 100万円× $\frac{3}{4}$ ＝75万円

比較して低い方が補助額

②上限額

その他機器等1台あたり100万円（×50台）  
5,000万円

補助額  
1,350万円

（※Ⅱ）インカム等の重点分野に該当しない機器等については、単体のみの補助となり、タブレットなどの導入に伴う付帯経費は補助の対象外となります。

20

#### 補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

（例）介護ソフトを導入し、併せてWi-Fi環境整備とタブレット等を導入する場合の補助額  
（対象の職員数が21名以上30名以下の場合）

#### 対象経費（※Ⅰ）



【(A)介護ソフト導入費】（主となる機器）  
250万円



【(B)Wi-Fi環境整備費】（付帯経費）  
4万円



【(C)端末導入費】（付帯経費）  
タブレット 2万円 × 10台  
パソコン 12万円 × 1台  
=32万円

1台あたり（税抜）  
13万3333円以上になる場合は、補助額が10万円となります。

（※Ⅰ）対象経費は、主となる機器の導入費(A)だけでなく、付帯経費(B)(C)を合わせて算出

#### ①対象経費に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じた額

【(A)+(B)+(C)】 ×  $\frac{3}{4}$

=286万円 ×  $\frac{3}{4}$  = **214万円**

比較して低い方が補助額 ↑

#### ②上限額

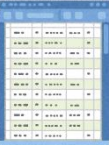
**200万円（21名以上30名以下の上限額）**

※介護ソフトにおいて、職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約以外の場合は、一律で上限額が250万円となります。

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

（例）介護ソフトを導入し、併せてWi-Fi環境整備、勤怠管理等のバックオフィスソフト（その他機器等）を導入する場合の補助額（対象の職員数が21名以上30名以下の場合）

対象経費（※Ⅰ）



【(A)介護ソフト導入費】（主となる機器）

300万円



【(B)Wi-Fi環境整備費】（付帯経費）

4万円

①対象経費に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じた額

$$\begin{aligned} & \text{【(A)+(B)】} \times \frac{3}{4} \\ & = 304\text{万円} \times \frac{3}{4} = \text{228万円} \end{aligned}$$

比較して低い方が補助額 ↑↓

②上限額

200万円（21名以上30名以下の上限額）

（※Ⅰ）対象経費は、主となる機器の導入費(A)だけでなく、付帯経費(B)(C)を合わせて算出

対象経費（※Ⅱ）



【(C)バックオフィスソフト導入費】 80万円

①対象経費に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じた額

$$(C) \times \frac{3}{4} = 80\text{万円} \times \frac{3}{4} = \text{60万円}$$

比較して低い方が補助額 ↑↓

②上限額

その他機器等 1台あたり100万円

補助額  
260万円

（※Ⅱ）バックオフィスソフト等の重点分野に該当しない機器等については、単体のみの補助となり、タブレットなどの導入に伴う付帯経費は補助の対象外となります。

22

補助対象となる事業：（Ⅰ）介護テクノロジーの導入支援

（例）バックオフィスソフト等、その他機器等のみを導入する場合の補助額

#### 対象経費（※）



【(A)バックオフィスソフト導入費】 80万円

（※）バックオフィスソフト等の重点分野に該当しない機器等については、単体のみの補助となり、Wi-Fi環境整備、PC、タブレット情報端末などの導入に伴う付帯経費は補助の対象外となります。



#### ①対象経費に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じた額

$$(A) \times \frac{3}{4} = 80\text{万円} \times \frac{3}{4} = 60\text{万円}$$

比較して低い方が補助額 ↓

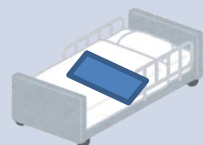
#### ②上限額

その他機器等 1台あたり100万円

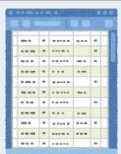
## 補助対象となる事業：（２）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

（例）見守り機器と介護ソフトを導入し連動させ、併せてWi-Fi環境整備とタブレット等を導入する場合の補助額

## 対象経費（※1）



【(A)見守り機器導入費】（主となる機器）  
12万円 × 50台 = 600万円



【(B)介護ソフト導入費】（主となる機器）  
300万円



【(C)Wi-Fi環境整備費】（付帯経費）  
500万円



【(D)端末導入費】（付帯経費）  
タブレット 2万円 × 20台  
パソコン 12万円 × 5台  
= 100万円

連  
動

（※1）対象経費は、主となる機器の導入費(A)(B)だけでなく、付帯経費(C)(D)を合わせて算出

1台あたり（税抜）  
13万3333円以上になる場合は、補助額が  
10万円となります。

①対象経費に補助率 $\frac{3}{4}$ を乗じた額

【(A)+(B)+(C)+(D)】 ×  $\frac{3}{4}$

= 1500万円 ×  $\frac{3}{4}$  = 1,125万円

比較して低い方が補助額 ↓

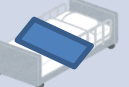
## ②上限額

パッケージ型導入支援の  
上限額1,000万円

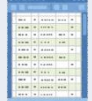
補助対象となる事業：（２）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援 ✕ （１）介護テクノロジーの導入支援

（例）見守り機器と介護ソフトを導入し連動させ、併せてWi-Fi通信環境整備とタブレット等と移乗介護機器を導入する場合の補助額

対象経費（※1）



【(A)見守り機器導入費】（主となる機器）  
12万円 × 50台 = 600万円



【(B)介護ソフト導入費】（主となる機器）  
300万円



【(C)Wi-Fi環境整備費】（付帯経費）  
500万円



【(D)端末導入費】（付帯経費）  
タブレット 2万円 × 20台  
パソコン 12万円 × 5台  
= 100万円

連動

1台あたり（税抜）  
13万3333円以上になる場合は、補助額が10万円となります。

（※1）対象経費は、主となる機器の導入費(A) (B)だけでなく、付帯経費(C)(D)を合わせて算出

対象経費（※2）



【(E) 移乗支援導入費】  
60万円 × 1台 = 60万円

（※2）「重点分野の介護テクノロジー」と連動しない「重点分野に該当する介護テクノロジー」については、パッケージ型導入支援の経費計上には含めません。

①対象経費に補助率3/4を乗じた額

【(A)+(B)+(C)+(D)】 × 3/4  
  
= 1500万円 × 3/4 = 1,125万円

比較して低い方が補助額 ↑↓

②上限額

パッケージ型導入支援の  
上限額1,000万円

①対象経費に補助率3/4を乗じた額

(E) × 3/4 = 60万円 × 3/4 = 45万円

比較して低い方が補助額 ↑↓

②上限額

移乗支援1台あたり100万円

補助額  
1,045万円

25

## 介護事業所等の選定について

事前エントリーの総額が予算額を超過した場合は、以下のア・イ・ウ・エの順に抽選を行います。

次の1・2に該当する介護事業所等のエントリー分については、以下アからエに優先して選定

- 1 センターが選定した「働きやすい職場づくり伴走支援プログラム」（全5回の対面研修）を受ける介護事業所等
- 2 「はじめてのICT導入・活用セミナー」を受け、重点分野に該当する介護テクノロジーのうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」を未導入であり、当該介護ソフトを申請予定である介護事業所等

※令和6年度に「働きやすい職場づくり伴走支援プログラム」を受け、優先して補助金を受けた介護事業所等は除く。

- ア 重点分野に該当する介護テクノロジーを導入していない介護事業所等のうち、重点分野に該当する介護テクノロジーを導入する介護事業所等
- イ 自己負担等、または令和2年度以前に大阪府の補助金交付を受けて重点分野に該当する介護テクノロジーを導入したことがある介護事業所等のうち、重点分野に該当する介護テクノロジーを導入する介護事業所等
- ウ 重点分野に該当する介護テクノロジーを導入していない介護事業所等及び自己負担等、または令和2年度以前に大阪府の補助金交付を受けて重点分野に該当する介護テクノロジーを導入したことがある介護事業所等のうち、その他機器等（重点分野に該当しない機器等）のみを導入する介護事業所等
- エ 令和3年度から令和6年度に大阪府の補助金交付を受けて重点分野に該当する介護テクノロジーを導入したことがある介護事業所等

**主な注意点**（この他にも補助要件等がありますが、詳細は後日HPに掲載する大阪府介護テクノロジー導入支援事業交付要綱や事前エントリーの手引きを必ずご確認ください。）

#### （1）補助要件について

- 以下サービスについては、**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。**なお、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集を参考にする。

- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- 以下サービスについては、**令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。**  
**なお、ライセンス料21,000円/年が必要です。フリーパスキャンペーンについては、スライド16を参照してください。**

- ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・福祉用具貸与
- ・居宅療養管理指導・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅療養管理指導・夜間対応型訪問介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護・特定施設入居者生活介護（短期利用）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ・認知症対応型共同生活介護（短期利用）・居宅介護支援・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション・介護予防福祉用具貸与・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）・介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）・介護予防居宅療養管理指導・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）・介護予防支援・訪問型サービス（みなし）・訪問型サービス（独自）
- ・訪問型サービス（独自／定率）・訪問型サービス（独自／定額）・通所型サービス（みなし）・通所型サービス（独自）
- ・通所型サービス（独自／定率）・通所型サービス（独自／定額）

**主な注意点**（この他にも補助要件等がありますが、詳細は後日HPに掲載する大阪府介護テクノロジー導入支援事業交付要綱や事前エントリーの手引きを必ずご確認ください。）

## (2) 事前エントリーについて

- 事前エントリーにあたっては、事業所の課題に即した機器等を選定し、見積を取ってからエントリーしてください。  
**事前エントリーの際には見積を添付いただきます。なお、事前エントリーの額から増額して交付申請することはできません。）**
- 申請は法人毎に申請する事業所を取りまとめて申請をしてください。  
なお、昨年度介護ロボット導入支援事業については、法人毎の申請事業所数に制限がありましたが、**令和7年度介護テクノロジー導入支援事業については、法人毎の申請事業所数に制限はありません。**

## (3) 補助対象経費について

- 補助対象経費は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の経費（消費税及び地方消費税を除く。）としますが、**購入、リース等の契約日、支払日及び導入日は令和8年1月31日（土）までとしてください。**  
なお、支払いが月額払いの場合は、当該年度分の支払いが補助対象、年払いの場合は、契約日から起算して1年間の支払いが補助対象です。（交付申請日以前の経費も対象です。）なお、介護ソフトにおける**複数年パックの使用権**の契約等については、**令和8年1月31日（土）までに支払う場合は複数年分が補助対象**となります。
- 配送料は補助対象外です。**
- 導入するPC及びタブレット情報端末、インカムについては、原則利用する職員数または、契約するライセンス数が上限となります。（予備分は補助対象外）
- 介護テクノロジーに係る導入台数は、床数が上限となります。（予備分は補助対象外）
- 以下の例のような申請については**補助対象外**です。
  - ・訪問介護事業所が特定施設入居者生活介護の指定がない施設に見守り機器を設置する申請
- ナースコール機能を備えた（ナースコール一体型）見守り機器については、補助対象となります。
- カメラ型の見守り機器については、原則**モザイク処理等プライバシーに配慮できるもの**とし、利用者またはご家族に同意書をとるなどの運用をしてください。
- クレジットカードでの購入は原則禁止です。（通販での購入も原則請求書払いとってください。）**
- 家電量販店等での購入によりポイントが発生する場合は、ポイント分は補助対象外となるため、見積上であらかじめ発生するポイントを差し引いて経費の計上をしてください。

ご清聴ありがとうございました。